中小企業組合等支援施策情報

■改正官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されました　～平成27年度官公需確保対策地方推進協議会が開催～

中小企業・小規模事業者の経営を安定させるためには、景気動向に左右されやすい民間からの受注だけでなく、種類が豊富で取引関係が確実な「官公需」の受注機会を増やしていくことが極めて重要です。

政府は、8月10日に施行された改正官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）を受け、8月28日に『平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』（以下「基本方針」という。）を閣議決定し、**創業10年未満の中小企業・小規模事業者（以下「新規中小企業者」という。）を含む中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の増大のための措置を講じていくこととなりました。**

改正官公需法の施行後最初となる基本方針の一層の周知徹底を図るため、9月15日（火）、秋田市の「アキタパークホテル」において平成27年度官公需確保対策地方推進協議会が開催され、官公需の発注者側である国の各機関や秋田県、各市町村のほか、官公需の受注を目指している本会会員組合など30名が出席しました。

この協議会は、東北経済産業局が主催し毎年開催されているもので、中小企業庁事業環境部取引課より基本方針の内容について説明がなされた他、秋田県産業労働部産業政策課からは秋田県の官公需に関する中小企業との契約状況について、直近3年間の契約率は概ね9割を維持しており、平成26年度は95.4%の実績となっているとの報告がありました。

また、官公需適格組合である秋田電気工事協同組合（布谷博理事長）並びに能代山本生コンクリート協同組合（佐々木鉄美理事長）より組合の活動状況についてそれぞれ説明が行われ、民主的かつ公平な運営が十分に確保されている事業協同組合等を官公需の発注先とするよう、県及び市町村の出席者に対して働きかけを行いました。

［官公需確保対策地方推進協議会の様子］

－『平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』の概要－

【国等の中小企業者向け契約実績及び目標】

■中小企業・小規模事業者向け契約実績及び目標

	実績（平成26年度）	**目標（平成27年度）**
官公需総額	7兆4,278億円	7兆2,388億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆9,211億円	**3兆9,568億円**
中小企業・小規模事業者向け契約比率	52.8%	**54.7%**

■創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標［新規］

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ3年間で倍増とするよう努める。

【平成27年度に新たに講ずる主な措置】

■新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

○新規中小企業者への配慮

入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積先に含める等に配慮する。

○中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置

新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を開発・運営し、情報の活用を図る。

☞**「ここから調達サイト」（8月10より開設）**　https://u10sme.smrj.go.jp/

○地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

新規中小企業者調達推進協議会の活用、受注事例の把握・提供

■各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

基本方針に即して、速やかに契約の方針を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備する。